

【新型コロナウイルス感染症】 学校生活における 感染症対策マニュアル

令和4年11月11日更新

- 1 学校での基本的な対応
- 2 新しい船橋市の学校生活
- 3 教職員の健康管理
- 4 児童生徒又は教職員が感染した場合の臨時休業等の判断について
- 5 ワクチン接種時の対応について
- 6 児童生徒の出欠席等の扱いについて
- 7 最後に

※現時点でのものであり、国や千葉県の情報及び感染状況により更新することがあります。

船橋市教育委員会 学校教育部 保健体育課

1 学校での基本的な対応

① 「3密」の回避

- ・リスクが高まるとされる、3つの条件（3つの密：密閉、密集、密接）の「重なり」はもちろんのこと、「1つ1つの条件」が発生しないことを目指す。マスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底に努める。

② 保護者との連携

- ・新型コロナウイルスを校内に持ち込まないことが重要であるため、各家庭の理解と協力を得て取り組む。
- ・児童生徒等は、毎朝、登校前に検温及び風邪症状の確認を行う。同居の家族にも、毎朝、検温等の健康状態の確認を依頼する。
- ・児童生徒、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合は、登校を控える。
- ・無症状の同居家族が濃厚接触者や検査対象者に特定された場合については、特段登校を控えることを求める必要はない。
- ・新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であるため、軽微な症状のある児童生徒等や教職員の登校については、児童生徒等の健やかな学びを保证する観点等を踏まえつつ、地域の感染状況や持病の有無など個別の状況に応じて判断する。（アレルギーの症状が出たら、早めにかかりつけ医に受診をする）

③ 健康観察の徹底

- ・家庭における検温・風邪症状の確認。（土日を含め）健康観察カードの記入。
児童生徒等は、毎朝登校前に、家庭で検温と風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は自宅で休養することを徹底する。
- ・学校における児童生徒の健康状態の確認。（登校時および部活動開始前）
- ・登校時や登校後に風邪症状が見られる場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。
- ・発熱・のどの痛み・咳等の風邪症状がある場合は早めに受診をする。まずは、日ごろ通院しているかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談する。
ただし、国の要請等を確認し、年齢や重症化リスク、症状等に応じて受診すること。

④ 咳エチケット

- ・他者に感染させないために、マスクの着用を基本とするが、咳・くしゃみをする際は、マスクの他ティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえるよう児童生徒へ指導する。

⑤ マスクの着用

- ・マスクは正しい方法で着用する。(鼻と口を覆う。)
- ・手作りマスク可。色、柄物も可。(一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされている。)
- ・不織布マスクが推奨されているが、身体的理由で不織布マスクの着用が困難な場合もあることから、マスクの種類による偏見や差別が生じないように十分配慮する。
- ・マスクの着脱については、活動の内容や児童生徒等の様子などを踏まえて、臨機応変に対応する。特に、基礎疾患を有するためにマスクの着用が困難である等の場合は、主治医や学校医とも相談の上、適切に対応する。
- ・マスク着用時は、のどが渇かなくても定期的に水分を補給する等、脱水や熱中症に注意する。
- ・無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、学校教育活動においては、身体的距離が十分にとれないときは、飛沫を飛ばさないよう、次の場合を除いて基本的にマスクを着用する。

<マスクを着用する必要がない場合>

○他の児童生徒等や一般の人と十分な身体的距離が確保できる場合

屋内は、

- ・他者と身体的距離がとれて、会話をほとんど行わない場合

屋外は、季節を問わず、

- ・他者との身体的距離が確保できる場合
- ・他者と身体的距離が確保できない場合であっても、会話をほとんど行わない場合。

○熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合。

- ・マスクを外す際は、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命に関わる危険があることから、熱中症への対応を優先する。
- ・児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などは、マスクを外したり、一時的に片耳だけに掛けて呼吸したりするなど、本人の判断でも適切に対応できるよう指導する。

○体育の授業及び運動部活動

- ・運動時は身体へのリスクを考慮して、マスクの必要はない。

○登下校中

- ・他の児童生徒等や一般の人と十分な身体的距離が確保できる場合。
- ・小学生など、自分でマスクを外す判断が難しい子どもへは、積極的に声かけを行う。

マスク着用の考え方に変更はありませんが、学校現場において活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスク着用をしていきます。その際、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないようにしていきます。

⑥ 手洗いの徹底とうがい

- ・登校直後、食事の前後、接触・物を共用する前後、トイレの後、清掃終了後、マスクや顔を触った後、鼻をかんだ後等は流水と石鹸での手洗いを行う。手洗いをする前に、目や顔を触らないように注意する。石鹸に過敏に反応し手荒れの心配がある場合は、流水でしっかり洗い、ハンドクリーム等を利用し手荒れを防ぐ。うがいをした後に水を吐き出す時は、飛びちらないように気をつける。

⑦ 換気の徹底

- ・気候上可能な限り、常時換気に努める。対角線上の2方向。(常時換気が難しい場合は30分に1回以上、数分間程度窓を全開する。休み時間ごとにも窓を全開にする。エアコン使用時も。)
- ・換気は教室の窓側と廊下側など、2方向の窓(やドア)を同時に開けて行い、廊下の窓も開ける。
- ・窓(やドア)を開ける幅は10cm～20cm程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられる。
- ・窓のない部屋では、常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたり、扇風機等で部屋の外に空気が流れるようにする等、換気に努める。
- ・冷暖房使用時においても換気は必要。(冷暖房使用時はエアコンの温度設定をこまめに調整する。)
- ・換気扇等の換気設備がある場合は、常時運転する。ただし、換気設備だけでは換気能力が足りず、窓開け等による自然換気と併用が必要な場合が多いことに注意する。換気設備は清掃を行う。
- ・換気に伴う室温低下で健康被害が生じないように、校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。児童生徒等及び保護者に温かい服装を心がけるよう十分周知しておく。
- ・適度な加湿はウイルス飛沫防止の一助となるので工夫をして行う。
- ・冬場は空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなり、小さな飛沫は空気中を漂いやすく、空気感染を起こすため、徹底して換気に取り組む。

⑧ 密にならない配慮、環境づくり

- ・飛沫（咳や会話等）、接触感染を防ぐために工夫が必要。対面にならないような座席の配慮を行う。
- ・可能な限り身体的距離（1～2 m）の確保に努める。

⑨ 感染症対策の継続

- ・すでにワクチン接種した教職員や児童生徒においても、基本的な感染症対策を継続する。

⑩ 感染症対策下における熱中症対策

- ・気温が上がる季節にあっては、体が暑さに十分慣れていない、疲れがたまっている等の状況も予想される中、感染症対策を行いつつも、熱中症対策を優先させる。

<対策ポイント>

○エアコンのある教室等を中心に活動する。

○冷房時でも換気は必要。換気で室内温度が高くなるので、エアコンの設定温度をこまめに調整する。

○マスクを着用している場合は、強い負荷の作業を避け、のどが渇かなくても定期的な不意分補給を心がける。

○身体的距離が十分とれないときは、基本的にはマスクを着用するが、マスクを着用する必要がない場合については、P 3を参照。

○毎日の検温やかぜ症状を含めた体調の確認は、熱中症予防においても有効。体調が悪いと感じたときは無理せず自宅で休養する。

2 新しい船橋市の学校生活

感染対策の1日の流れ

時間	学校での対応
登校前 (学校)	登校前に教職員は教室、廊下、トイレ等の窓やドアを開け、換気を行う。(対角線上の2方向)
登校中	①熱中症リスクが高い夏場においては、登校時にマスクを外すよう指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ない。 ②小学生など、マスクを外してよいか判断が難しい子どもへは、積極的に声掛けを行う。その際、人とできるだけ距離をあける、近距離での会話を控えることについても併せて指導する。 ③登下校中も、のどが渇く前に水分補給をする。水筒は共用しない。自分用の水分を多めに準備して自分の水筒から飲む。 ※学校と家庭が協力して子どもと話をし、行動できるようにしていく。

時間	学校での対応
登校後	①身体的距離が十分にとれないときは、飛沫をとばさないよう基本的にはマスクを着用する。 ②毎日、登校時、児童生徒等に発熱や風邪症状がないことを確認する。家庭で確認できなかった児童生徒は、学校が定めた場所で、検温及び風邪症状の確認を行う。 ③教室に入り荷物をおいたら、まず手を洗う。 ④朝の会で、もう一度健康観察を行う。
学校生活全般	①授業中も含め、こまめな水分補給をする。(マスク着用時はのどの渇きに気づきにくく、のどにウイルスが付着した状態を短くするため。) ②授業中でも、熱中症予防のため教師が適宜給水タイムを設ける。のどが渴いてからでは遅いので、のどが渴く前に水分補給をするように声をかける。(目安は30～60分に1回。) ③熱中症を予防するための対策を各学校で積極的に検討して実行する。その際、児童生徒の安全と健康を第一に考える。 例) 服装や、保冷効果のあるものの使用等 教室での過ごし方 ①たがいに1～2m程度の距離を目安にできる限り座席を離し、大声を出すことを控える。 ②原則として、授業は黒板の方向を向く形で行う。 授業の進め方 ①学習用具の貸し借りを基本的に行わないようにする。 ②教具を共用する場合は、使用前後に手を洗う。または手指の消毒をする。 ※緊急事態宣言中は、可能な限り延期する。 ③以下の活動は、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っ ての発声」について可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向い たり、回数や時間を絞ったりするなど工夫して実施する。 ・児童生徒が長時間密集する活動 ・近距離で対面形式となるグループワーク ・近距離で一斉に大きな声で話す活動 ・集団での実験や観察 ・近距離で接触する運動 ④家庭科の調理実習を行う場合は一人一調理の実習からスタートし、工夫し て行う。調理した料理はその場で食し、対面を避け会話を控える。 ※緊急事態宣言中は、調理実習は行いません。 ※感染拡大局面にあると判断される場合は、「児童生徒同士が近距離で活動 する調理実習」については、基本的に控える。

時間	学校での対応
学校生活 全般	⑤音楽の授業において、歌唱や管楽器を使用した活動を行う場合は、児童生徒の身体的距離を十分とった上で、飛沫飛散防止や隊形の工夫等、可能な限り感染症対策を行ってから実施する。 ※緊急事態宣言中は、歌唱や管楽器等を使用した活動は行いません。 ※感染拡大局面にあると判断される場合は、「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」については基本的に控える。 ⑥児童生徒が密集するのを避けるため、書画カメラで教材や解答を提示したり、デジタル教材を使用したりして、ＩＣＴを有効活用した授業を行う。
	体育の授業 ①運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。 ②体育の授業でマスク着用を希望する児童生徒は、着用を否定するものではないが、児童生徒等の体調の変化には十分注意する。 ③体育見学者は身体的距離を確保し会話がない場合マスク着用は必要ない ④体育授業への移動時間や、授業中に説明を聞く場面で会話がある場合は、マスクを着用する。 ⑤体育の授業で教職員は、児童生徒との身体的距離を確保して会話がない場合、マスク着用は必要ない。また、身体的リスクがある場合には、児童生徒との身体的距離を十分確保して、不必要な会話や発声を行わずに、マスクを外して授業を行う。 ※緊急事態宣言中や感染拡大局面にあると判断される場合は、「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は行わない。
	休み時間の過ごし方 ①教室等の窓（ドア）を開放し、十分な換気を行う。 ②活動後やトイレ使用後等、手洗いを徹底する。 ③休み時間は、三つの条件（密閉・密集・密接）が発生しやすい場面であり、休み時間中の行動について、必要に応じてルールを設定する等の指導の工夫をする。 ④狭い空間で、児童生徒同士が集まり、マスクを外して会話することを控えるよう指導する。
	給食・昼食等の飲食の場面 マスクをしていない状況下での会話は、主な感染原因のひとつである。給食時だけではなく、飲食を行う場面では教職員指導のもと、感染予防に努める。 ①給食時間中は、マスクを外したら会話をしないことを徹底する。 ②給食当番と配膳する教職員の体調確認(健康状態・身支度・手洗い)を行う。 ③全員、流しが密にならないように、順番に石鹸と流水による手洗いを徹底する。給食当番は、着替えた後にも２度目の手洗いを行う。 ④給食当番は最小限の人数で行う。トンぐ等は共用しない。 ⑤配膳を待つ児童生徒は、前を向いて自席でおしゃべりをせず静かに待つ。 ⑥飲食の場面では、給食時だけでなく対面にならないようにする。弁当を車座になって食べないようにする。マスク着用中であっても大きな声は出さな

時間	学校での対応
学校生活 全般	い。なお、市が配付したパーティションを使用した場合のみ、対面での喫食を可とする。 ⑦給食を受け取る時に、密にならないよう徹底する。 ⑧担任だけでなく、教職員全員で工夫して、安全でおいしい給食の時間が過ごせるようにしていく。 ⑨片づけは密にならないように徹底する。 ⑩片付け後には手を洗う。
	清掃と消毒の場面 ①清掃後は石鹸を使用して手洗いを行う。 ②窓やドアを大きく開放し、十分な換気の下で行う。 教室、廊下、流し、トイレ等の清掃と消毒を児童生徒が行う。 ※消毒は界面活性剤(経済産業省で効果が確認されているもの)を使用し、教職員のもと発達段階に応じて児童生徒が行う。 〈清掃及び消毒のポイント〉 ○大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ,手すり,スイッチ,配膳台他)1日に1回程度、水拭きした後に消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。 ○トイレや洗面台 界面活性剤を含む家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃する。 (特別な消毒作業は不要) ○机・椅子 衛生環境を良好に保つため、清掃活動において、界面活性剤を用いて拭き掃除を行うとよい。(特別な消毒作業は不要)
	部活動等 各学校において、感染状況に応じた感染症対策を講じた上で活動をする。 「新型コロナウイルス感染症流行下における運動部活動実施にあたってのガイドライン」 「新型コロナウイルス感染症流行下における文化部活動実施にあたってのガイドライン」に沿った活動とする。
	来校者 ①来校前の検温及び健康状態の確認を依頼するとともに、必要に応じ玄関等での検温を行う。 ②来校時に発熱や風邪症状がみられる場合には、校内への立ち入りや教育活動への参加を見合わせていただく。 ③外部からの来校者に対しては、マスク着用、手洗いや手指のアルコール消毒など、感染症対策の徹底を依頼する。 ＜子どものマスク着用について＞ ○2才未満・・・マスク着用は推奨しない。 ○2才以上の就学前の子ども・・・他者との身体的距離に関わらず、マスク着用を一律には求めない。

時間	学校での対応
下校中	※登校中と同様の対応
下校後 (家庭)	①帰宅後の手洗い・うがいを励行する。 ②帰宅後の、検温・健康観察をする。

3 教職員の健康管理

感染症予防のため、教職員も次のような健康管理を行い、管理職が毎朝、出勤した教職員の健康状態を確認する。

1 出勤前・出勤時

- (1) 毎朝、検温をする。検温の結果を健康観察カード等に記入します。発熱がない場合でも、風邪症状がみられるときは出勤しない。児童生徒同様に、同居の家族に発熱風邪症状等がある場合や、PCR検査等を受けることになってから結果が出るまでの間は出勤しない。

発熱等の症状があった場合は、かかりつけの医療機関に電話で相談をする。かかりつけ医がない場合は、相談センターに電話する。医療機関等で、抗原検査やPCR検査を受ける場合は、すぐに校長へ報告をする。

- (2) 職員室に入る前に手を洗い、健康観察カード等を管理職に提出して、健康状態を報告します。職員室では、できる限り座席間の距離を確保する等工夫する。

2 生活の注意

- (1) 校内では、児童生徒同様にマスクを着用する。**(1⑤マスクの着用 参照)** 職員室や事務室などで教職員だけで過ごす時も**同様とする。通勤時等、屋外では身体的距離が確保できる場合や、他者と身体的距離が確保できない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は不要とする。**
- (2) 職場外の活動においても、換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等、十分注意する。
- (3) 教職員同士で、昼食等の飲食をする場面では、飛沫を飛ばさない座席配置とし、身体的距離が取れない場面では会話をしない。食事前後に話をするときは、必ずマスクを着用する。

3 感染したとき、濃厚接触者に特定されたとき

- (1) 保健所の指示に従い療養します。
- (2) 本人又は家族から、学校（管理職）へ報告する。
- (3) 学校で行う対応は、下記「4 児童生徒又は教職員が感染した場合の臨時休校等の判断について」を参照。

4 児童生徒又は教職員が感染した場合の臨時休業等の判断について

船橋市の学校における対応について

- (1) 原則として、船橋市では千葉県教育委員会と、船橋市保健所からの指導内容に基づき対応をする。
- (2) 学校は、保健所の疫学調査に協力をする。
- (3) 保健所の指導に基づいて、校内の消毒等を行う。

文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染者が確認された場合の対応ガイドライン」を参考として以下の基準を定めた。

【学級閉鎖】

以下のいずれかの状況に該当し、学級内での感染が広がっている可能性が高い場合。

- ・ 同一学級に複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ・ 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。
- ・ 複数の濃厚接触者が存在する場合。
- ・ その他感染リスクの高い活動を行っていたなど、設置者が必要と判断した場合。
(※ただし、学校2週間以上来ていない者の発症は除く。)

【学年閉鎖】

- ・ 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合。

【学校全体の臨時休業】

- ・ 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合。

- ※ いずれの場合も、保健所等の疫学調査による見解を踏まえ、学校医と連携し教育委員会と対応を検討し進める。
- ※ 学級・学年閉鎖、臨時休業の期間は、感染拡大にいたらないと判断が得られるまでとする。
- ※ 学級・学年閉鎖については、報道を通じての公表は行わない。

5 新型コロナワクチン接種時の対応について

- (1) 児童生徒本人がワクチン接種のため登校しない場合は出席停止となる。
- (2) 児童生徒本人がワクチン接種のため下校（早退）した場合は出席扱いとなる。
- (3) 児童生徒本人がワクチン接種後に発熱等の副反応がみられ、登校しない場合は出席停止となる。
- (4) 同居家族がワクチン接種後に発熱等の副反応がみられる場合、本人の体調がよければ登校してよい。(医療機関での確認は不要)
- (5) ワクチンを接種した後、身体に異常を感じたり、体調不良が続いたりする場合は「千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口」または医療機関に相談する。

【千葉県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口】

◆電話番号：03-6412-9326

受付時間：24時間（土・日・祝日含む）

(6) 新型コロナワクチンの接種に係るいじめの防止について

新型コロナワクチン接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめを受けることのないように学校での取り組み、指導について説明します。

○ワクチン接種をしたかどうか、無理に聞かないこと。

○ワクチン接種をしようとしている人に、接種をやめるように言わないこと。

○ワクチン接種をしていない人に、接種を無理強いしないこと。

○ワクチン接種をしたこと、していないことを理由とした、仲間外れやいじめは絶対にしないこと。

6 児童生徒の出欠席等の扱いについて

船橋市の学校における対応を説明します。

(1) 児童生徒の「感染が判明した」場合は、出席停止となる。

(2) 児童生徒が「濃厚接触者」等に特定された場合は、出席停止となる。

(3) 児童生徒が「発熱」「風邪症状」「体調不良」のため自宅で休む場合は、出席停止となる。

発熱等の症状があった場合は、かかりつけの医療機関に電話で相談する。かかりつけ医がいない場合は、船橋市新型コロナウイルス感染症相談センター（電話：047-409-3127）に相談をする。医療機関等で、抗原検査や PCR 検査を受ける場合は学校に連絡をする。

(4) 海外から帰国・再入国し一定期間の自宅等での待機を要請された場合は、出席停止となる。

(5) 児童生徒は元気だが、同居家族等に「発熱」「風邪症状」「体調不良」がある場合は出席停止となる。

(6) 児童生徒は元気だが、同居家族等が「濃厚接触者」に特定された場合は、PCR 検査等の結果が判明するまで出席停止となる。

※家族等が職場や学校等で濃厚接触者に特定されたが、無症状のため PCR 検査等の対象にならなかった場合は、原則として児童生徒の登校は可能。家庭内での感染症対策をしっかり講じていただくともに、学校での健康観察をしっかり行う。

ただし、本人や家族に症状が認められた場合、登校は控える。

保護者から登校を控えさせたいとの申し出があった場合は、出席停止とする。

(7) 児童生徒または同居家族等が、医師または保健所の指示で PCR 検査や抗原検査等を受けた場合、検査の結果が判明するまでの間は、出席停止となる。

※ただし、以下の例のように無症状の児童生徒または同居家族等が、陰性を確認するための検査を受ける場合は、通常通り登校してもかまわない。

例① 児童生徒または同居家族等が入院前に医療機関から指示されて受ける PCR 検査や抗原検査等

- 例② 児童生徒または同居家族等が海外や国内旅行に行く前に指示されて受ける PCR 検査や抗原検査等
- 例③ 児童生徒または同居家族等が進学先や就職先から指示されて受ける PCR 検査や抗原検査等
- 例④ 児童生徒または同居家族等が職場の指示で受ける PCR 検査(職場の方針で陰性を確認するための検査)や抗原検査等
- 例⑤ 児童生徒または同居家族等が医師や保健所の指示ではないが、自主的に PCR 検査や抗原検査等

(8) 次の場合は、学校に連絡して相談する。校長が認めた場合、出席停止となる。

- ① 医療的ケア児、基礎疾患児などが主治医の見解に基づき休む場合。
- ② 児童生徒本人に症状はないが、保護者から感染予防や不安のため学校を休ませたいと相談し、自宅で休む場合。

(9) 児童生徒のワクチン接種やワクチン接種後の副反応については「5 ワクチン接種時の対応について」を参照。

※新型コロナウイルス感染症については、状況が時々刻々と変化していることから、今後も市内の感染状況や国の動向等を踏まえ、対応していきます。

新型コロナウイルス感染症にかかる情報については、船橋市ホームページ「新型コロナウイルス感染症 特設ページ」で最新の掲載内容の確認をお願いします。

7 最後に

新型コロナウイルスの感染が広がり、誤解や偏見による感染者や医療機関などへの誹謗中傷、いじめや差別的な対応が社会の大きな問題となっています。

船橋市の学校における対応を説明します。

○感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方などとその家族に対する誤解や偏見に基づく差別が生じないように指導する。

○心理的なストレスを感じている児童生徒もいるため、学級担任や養護教諭などを中心としたきめ細やかな健康観察などから、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談などの実施やスクールカウンセラーなどの支援を行っていく。

